

令和 2 年

第 2 回浦幌町議会臨時会会議録

令和 2 年 5 月 1 5 日 開会
令和 2 年 5 月 1 5 日 閉会

浦 幌 町 議 会

令和2年第2回浦幌町議会臨時会（第1号）

令和2年5月15日（金曜日）

開会 午前10時03分

閉会 午前11時48分

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告（議長）
- 日程第 5 行政報告（町長、教育長）
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
（令和2年度浦幌町一般会計補正予算）
- 日程第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
（令和2年度浦幌町一般会計補正予算）
- 日程第 8 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
（令和2年度浦幌町一般会計補正予算）
- 日程第 9 議案第32号 浦幌町監査委員条例の一部改正について
- 日程第10 議案第33号 浦幌町税条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第34号 浦幌町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第35号 浦幌町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第36号 浦幌町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第37号 浦幌町介護保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第38号 工事請負契約の締結について
（浦幌町認定こども園外構（その1）工事）
- 日程第16 議案第39号 工事請負契約の締結について
（浦幌町認定こども園新築主体工事）
- 日程第17 議案第40号 工事請負契約の締結について
（浦幌町認定こども園新築電気設備工事）
- 日程第18 議案第41号 工事請負契約の締結について
（浦幌町認定こども園新築機械設備工事）
- 日程第19 議案第42号 財産の取得について
（小型動力ポンプ付積載車）
- 日程第20 議案第43号 令和2年度浦幌町一般会計補正予算
- 日程第21 議案第44号 令和2年度浦幌町町有林野特別会計補正予算

日程第22 議案第45号 令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算

○出席議員（11名）

1番	沼尾昌也	2番	栗山博文
3番	高橋匠	4番	伊藤光一
5番	澤口敏晴	6番	安藤忠司
7番	福原仁子	8番	河内富喜
9番	阿部優	10番	森秀幸
11番	田村寛邦		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特別職

町長	水澤一廣
副町長	山本輝男

町部局

総務課長	獅子原将文
まちづくり政策課長	岡崎史彦
町民課長	佐藤亘
こども子育て支援課長	正保操
保健福祉課長	廣富直樹
産業課長	小川博也
施設課長	早瀬実
上浦幌支所長	小林昭典
会計管理者	山本浩宣
診療所事務長	鈴木広

教育委員会

教育長	水野豊昭
教育次長	熊谷晴裕

農業委員会

会長	小川博幸
事務局長	坂下利行

監査委員

代表監査委員 神 谷 敏 昭

○出席議会事務局職員

局 長 小 島 師 紀

議事係長 川 上 信 義

◎開会の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和2年第2回浦幌町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○田村議長 直ちに本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和2年第2回浦幌町議会臨時会の運営について、去る5月8日午前、議会運営委員会を開催し、委員全員及び正副議長出席の下、提出される議案について理事者より説明を受け、日程及びその運営について協議をいたしましたので、報告いたします。

本臨時会は、諸般の報告、行政報告に続き、承認第4号から第6号の3件、一般議案は議案第32号から第42号まで11件、令和2年度一般会計及び特別会計の補正予算は議案第43号から第45号までの3件であります。以上の内容を踏まえ、会期は本日1日といたします。

また、会議録署名議員につきましては、順番に指名されるよう議長に申し入れております。

なお、本臨時会においても新型コロナウイルスの拡散防止及び傍聴される皆様を含めた感染予防のため、マスク着用等の対策を講じて会議を行うことといたしておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の協議結果であります。議員各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○田村議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録の署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、澤口敏晴議員、6番、安藤忠司議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○田村議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○田村議長 日程第4、諸般の報告を事務局長より行わせませう。

○小島議会事務局長 諸般の報告をいたします。

今期議会の説明員につきましては、令和2年5月1日付で町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長、代表監査委員に出席の要求をいたしております。

次に、令和2年3月11日から令和2年5月14日までの1の議長等の動静、2の議員の派遣結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、御覧いただきたいと思っております。3のその他については、特に報告すべき事項はございません。

以上で諸般の報告を終わります。

○田村議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○田村議長 日程第5、行政報告を許します。

町長。

○水澤町長 行政報告を行います。

令和2年3月11日から令和2年5月14日までの町長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧おきを願いたいと思っております。

2の建設工事入札結果につきましては、帯富幾千世線舗装改善工事ほか7件であります。

3の委託業務入札結果につきましては、公の施設の公務補事務ほか20件であります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について報告をいたします。新型コロナウイルスについては、依然として様々な国、地域で猛威を振るっており、北海道においても昨日までに延べ人数989名が感染、このうち感染による死亡者が72名、十勝管内でも3名が感染したとして報道があったところであります。国においては、都市部を中心にクラスター感染が次々と生じるなど患者数が急増し、医療供給体制が逼迫しつつあるなどに鑑み、4月7日に東京都など7都府県に対し5月6日までの期間とした緊急事態宣言を発出し、4月16日には7都府県と同程度に蔓延が進んでいる北海道を含む6道府県の合計13都道府県を特定警戒都道府県として指定するとともに、それ以外の34県についても緊急事態宣言の対象とし、さらに5月4日には5月6日までとした緊急事態宣言の期間について全都道府県を対象に5月31日まで延長することを決定したところであります。

北海道では、道民の安全、安心の確保に向け、感染症の拡大防止対策に取り組んでいるところであり、4月7日の国の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月6日までを新型コロナウイルス感染症集中対策期間とし、5月4日に国の緊急事態宣言が延長されたことを踏まえ、5月まで休館していた道立施設について5月15日まで休館を延長したところであります。本町におきましては、これまで5回の新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、施設の休館、感染拡大防止対策などについて協議するとともに、町民の皆様に対しての感染拡大防止対策として引き続き町のホームページを活用し、新型コロナウイルスに関わるお知らせとして情報を提供するとともに、4月27日発行の広報誌「うらほろ」5月号に啓発チラシを折り込み、全戸配布するとともに、町メールマガジンについても活用し、周知を行っているところであります。

学校の臨時休業に伴う児童の受入れにつきましては、国の緊急事態宣言を受け、本町の小中学校においても4月20日から5月6日まで臨時休業となったことから、学童保育所については中央公民館において午前8時30分から午後5時30分まで、上浦幌児童クラブについては上浦幌中央小学校において午前8時30分から午後4時30分まで開所し、さらに臨時休業が5月31日まで延長されたことから、引き続き同様に開所しているところです。

5月13日に鈴木直道知事は、北海道が15日以降も特定警戒都道府県の指定が継続された場合の基本的な考え方を表明し、石狩振興局管内以外の休業要請の一部解除などの方針を示しました。これに伴い、町内の公共施設につきましては臨時休館としていた施設のうち留真温泉及び道の駅等は5月16日から再開しますが、公民館及び総合スポーツセンター等は31日まで臨時休館期間を延長したところであります。また、16日から開園、再開する施設のうち森林公園のキャンプ場、浦幌パークゴルフ場、図書館及び博物館等が町民と十勝管内の方に利用を制限させていただきます。

町内における経済対策につきましては、地域経済に与える打撃を和らげる当面の対策として、テークアウトを実施する飲食店で使用するクーポン券の発行について専決処分により補正予算を計上するとともに、水産業及び商工業緊急支援給付金事業について本臨時会に関係予算を提案させていただいているところであります。そのほか、町民の方から感染予防のためのマスクが手に入らないといった声が聞かれたことから、入手困難であったマスクの納品にめどが立ったことにより、町内全世帯へのマスク配布に要する費用について専決処分により補正予算を計上し、現在各家庭に配布を行っているところであります。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として支給する特別定額給付金につきましては、5月8日に申請書類等を発送し、現在受付を行っており、本日までに申請のあったものについては5月28日に給付金を支給する予定としており、その後については申請から2週間程度で支給する予定としております。

役場内における感染防止対策につきましては、役場庁舎、保健福祉センター及び町立診療所の窓口に飛沫防止シートを設置するとともに、職場内の密になる状態を少しでも緩和するため、出勤時間及び退勤時間を1時間から2時間繰り下げる時差出勤及びお昼休みにつ

いて12時からと1時からのツーパターンを設けて対応しているところです。

町民の皆様におかれましては、引き続き感染予防のため手洗い、せきエチケット、人混みを避ける、睡眠と栄養を十分に取っていただくとともに、不要不急の外出を避け、外出する際にはマスクの着用をお願いいたします。町としましては、町ホームページとメールマガジンを活用し、リアルタイムの情報発信に努め、感染の拡大防止と一日でも早く終息を願っているところです。

以上、新型コロナウイルス感染症対策についての報告といたします。

次に、町内で発生した火災について報告をいたします。出火日時は、4月19日日曜日午前10時45分頃であります。出火場所は浦幌町字美園63番地5、被災者は記載のとおりであります。覚知時刻は、4月19日午前11時7分。鎮火時刻は、4月19日午後3時6分。焼損状況につきましては、物置1棟、木造平家建てが全焼し、空き地の枯れ草が焼損したものであります。焼損面積は、建物が99.17平方メートル、空き地が1,940平方メートルであります。出火原因は、ごみ焼きの火が飛び火して、周囲に延焼したものであります。損害額は24万7,000円。消火活動状況につきましては、浦幌消防署より車両4台、人員11名、浦幌消防団より車両4台、人員28名、人員の内訳は団本部4名、第4分団24名、本別消防署より駆けつけ消防していただきまして、車両2台、人員6名で、合計、車両10台、人員45名であります。

以上、火災についての報告といたします。

以上で行政報告を終わります。

○田村議長 次に、教育長、お願いいたします。

○水野教育長 行政報告をさせていただきます。

浦幌町立小学校及び中学校における新型コロナウイルス感染症に関する対策について報告いたします。小学校、中学校の新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業については、国及び北海道知事、北海道教育委員会からの要請を受け、2月27日より3月24日まで臨時休業とした旨を令和2年第1回町議会定例会で行政報告いたしました。この臨時休業期間中、小中学校では長期化する休業に対応するため、児童生徒の心身のケア、学習状況の把握等を目的に分散登校や児童生徒及び保護者の要望に基づき来校相談及び電話相談を行うなどの個別対応の相談を実施してまいりました。

春休み明け、新学期の学校再開は、新型コロナウイルスの感染防止策を講じた上で、4月8日に小中学校の入学式及び始業式を行い、入学式は保護者に出席していただきましたが、来賓の出席は取りやめたところでございます。学校の再開に当たっては、文部科学省や北海道教育委員会からの学校再開に当たっての留意事項等を小中学校に通知するとともに、基本的な感染対策、教育活動の実施等に当たっての留意事項など適切に対応していただけるよう周知し、感染防止対策を徹底しながら前年度に履修できなかった学習を行い、早急に新年度の授業を実施できるよう取り組んできたところです。しかしながら、4月16日には国が既に7都府県に発令している新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象を全国に拡大し、さらに北海道は特定警戒都道府県に指定されたため、北海道知事及

び北海道教育委員会より4月20日から5月6日までの期間を臨時休業とするよう要請があったことから、5月6日まで臨時休業とし、この間4月27日に小学校、28日には中学校で分散登校を実施する予定でありましたが、4月23日に十勝管内で感染者が発生したことから、分散登校を中止したところです。また、5月4日に国の緊急事態宣言が31日まで延長されたことにより、北海道知事から北海道教育委員会に対しさらなる臨時休業の要請があったことから、臨時休業期間を5月31日までとしました。

なお、臨時休業期間中ではありますが、児童生徒の健康状態や学習状況等の把握を行い、日常の生活リズムを取り戻すために可能な限り感染防止対策を徹底しながら、段階的に学校教育活動を再開できるよう5月18日から29日までの間分散登校を実施し、児童生徒の心身の負担に配慮しながら週ごとに学習時間を増やすなどの工夫を行い、学校再開に向けた取組を進めてまいります。

以上、浦幌町立小学校及び中学校における新型コロナウイルス感染症に関する対策についての報告といたします。

以上、行政報告を終わります。

○田村議長 これにて行政報告を終わります。

◎日程第6 承認第4号

○田村議長 日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の1ページを御覧願います。あわせて、説明資料1ページをお開き願います。承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年5月15日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和2年3月25日、浦幌町長。

記、令和2年度浦幌町一般会計補正予算、次のとおり。

3ページを御覧願います。令和2年度浦幌町一般会計補正予算。

令和2年度浦幌町の一般会計補正予算（第1回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ301万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ75億8,201万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括は、説明を省略させていただきます。

6ページを御覧願います。2、歳入、17款繰入金、2項1目基金繰入金301万円を追加し、5億3,027万8,000円、内容につきましては財政調整基金繰入金を追加したものでございます。

3、歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、10目新型コロナウイルス対策費301万円を追加し、301万円、内容につきましては説明資料1ページに記載のとおり、テークアウトクーポン券発行事業に要する費用、消毒液などの感染予防用消耗品購入費用、住民周知のための新聞折り込み手数料を追加したものでございます。テークアウトクーポン券発行事業の詳細につきましては、説明資料27ページの政策等調書に記載のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大が地域経済に与える打撃を和らげる当面の対策として実施したもので、テークアウトを実施する飲食店で使用することができるクーポン券を発行したもので、1回の会計500円以上で1枚使用することができる300円クーポン券3枚セットを2,100部作成し、3月25日発行の「広報うらほろ」4月号に折り込み、全戸配布したところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は承認することに決定をされました。

◎日程第7 承認第5号

○田村議長 日程第7、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の7ページを御覧願います。あわせて、説明資料2ページをお開き願います。承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の

規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和2年4月24日、浦幌町長。

記、令和2年度浦幌町一般会計補正予算、次のとおり。

9ページを御覧願います。令和2年度浦幌町一般会計補正予算。

令和2年度浦幌町の一般会計補正予算（第2回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ620万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ75億8,821万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

10ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに11ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括は、説明を省略させていただきます。

12ページを御覧願います。2、歳入、17款繰入金、2項1目基金繰入金620万円を追加し、5億3,647万8,000円、内容につきましては財政調整基金繰入金を追加したものでございます。

3、歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、10目新型コロナウイルス対策費620万円を追加し、921万円、内容につきましては説明資料2ページに記載のとおり、テークアウトクーポン券発行事業の第2弾に要する費用及び災害対策用としてのマスク購入費用を追加したものでございます。テークアウトクーポン券発行事業の第2弾では、500円クーポン券4枚セットを4月27日発行の「広報うらほろ」5月号に折り込み、全戸配布したところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は承認することに決定されました。

◎日程第8 承認第6号

○田村議長 日程第8、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の13ページを御覧願います。あわせまして、説明資料3ページをお開き願います。承認第6号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年5月15日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和2年5月1日、浦幌町長。

記、令和2年度浦幌町一般会計補正予算、次のとおり。

15ページを御覧願います。令和2年度浦幌町一般会計補正予算。

令和2年度浦幌町の一般会計補正予算（第3回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ882万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ75億9,703万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

16ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに17ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括は、説明を省略させていただきます。

18ページを御覧願います。2、歳入、17款繰入金、2項1目基金繰入金882万5,000円を追加し、5億4,530万3,000円、内容につきましては財政調整基金繰入金を追加したものでございます。

3、歳出、3款民生費、3項老人福祉費、1目老人福祉総務費23万5,000円を追加し、2億1,200万4,000円、内容につきましては説明資料3ページに記載のとおり、浦幌町屋内ゲートボール場屋根修繕に要する費用を追加したものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、10目新型コロナウイルス対策費859万円を追加し、1,780万円、内容につきましては説明資料3ページに記載のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として全世帯へのマスク配布に要する費用を追加したものでございます。マスク配布の詳細につきましては、説明資料28ページの政策等調書に記載のとおり、施設入所者を除く全世帯を配布対象とし、配布枚数につきましては65歳未満の1人世帯に30枚、65歳以上の1人世帯及び2人世帯に50枚、3人世帯に60枚、4人世帯及び5人世帯に100枚、6人世帯

及び7人世帯に150枚、8人以上世帯に200枚配布するもので、配布方法は郵送または職員による戸別配達とし、5月9日から配布を開始し、明日までに配布を終える予定としているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は承認することに決定されました。

◎日程第9 議案第32号

○田村議長 日程第9、議案第32号 浦幌町監査委員条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の19ページを御覧願います。議案第32号 浦幌町監査委員条例の一部改正について。

浦幌町監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月15日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町監査委員条例の一部を改正する条例。

本条例の改正につきましては、条文の朗読を省略し、説明資料により説明をさせていただきます。説明資料の4ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日に公布され、地方自治法が改正されたことにより引用している条に繰下げが生じたところから、改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございます。第3条において引用している地方自治法第243条の2第3項を第243条の2の2第3項に改正するものでございます。

3、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては説明資料5ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第33号

○田村議長 日程第10、議案第33号 浦幌町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書21ページを御覧願います。議案第33号 浦幌町税条例等の一部改正について。

浦幌町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月15日提出、浦幌町長。

次のページを御覧ください。浦幌町税条例等の一部を改正する条例。

以下、条文の朗読を省略し、改正の趣旨及び改正の内容につきまして議案説明資料により行わせていただきます。

説明資料は、6ページ、7ページをお開き願います。1の改正の趣旨ですが、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）が令和2年3月31日に公布されたことに伴いまして、浦幌町税条例等の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容につきましては、表に記載のとおりでございますが、条項番号、第24条、個人の町民税の非課税の範囲につきましては、第1項第2号で障がい者、未成年者及び寡婦、母親、または寡夫、父親で前年合計所得金額が135万円以下の者が非課税措置の対象者でしたが、寡夫、父親を対象者から除き、独り親を対象に追加する改正でございます。

第34条の2の所得控除の規定は、所得控除に独り親控除を追加する改正でございます。

第36条の3の2及び第36条の3の3の規定では、給与所得者及び公的年金等受給者が単

身児童扶養者に該当する場合、扶養親族等申告書にその旨の記載を不要とする等の所要の措置を講ずるものでございます。

第54条、固定資産税の納税義務者等は、第5項で調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知をした上で使用者を所有者とみなして、固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるとする規定を新設するものでございます。

第74条の3、現所有者の申告は、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者、相続人等に対し氏名、住所等必要な事項を申告させることができるとする規定を新設するものでございます。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例は、第1項でその適用期限を令和3年度までを令和6年度までに3年延長する改正でございます。

令和元年改正条例第3条のうち第24条の改正規定、附則第1条第4号、附則第4条を削る規定の内容は、単身児童扶養者を個人の住民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等の所要の措置を講ずるものでございます。

字句等の整備につきましては、第19条から附則第22条第1項までで、説明資料のとおりでございますが、これらにつきましては法の改正に伴いまして引用している条項等が移動、新設、削除されたことなどにより字句等を整備するものでございます。

また、このたびの改元対応としまして、附則第6条から平成30年改正条例附則第10条までで、説明資料のとおりでございますが、これらにつきましては平成から令和に改元されたことに伴いまして元号の整備をするものであります。

3の施行期日ですが、①、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものであります。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日からの施行となります。

②、第1条中浦幌町税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定は、令和2年10月1日から。

③、第1条中浦幌町税条例第24条第1項第2号、第34条2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定は、令和3年1月1日から。

④、附則第7条の規定は、令和3年10月1日から。

⑤、第2条及び附則第4条の規定は、令和4年4月1日から。

⑥、第1条中浦幌町税条例附則第17条第1項及び第17項の2第3項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行となります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。
これより議案第33号を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第34号

○田村議長 日程第11、議案第34号 浦幌町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書30ページをお開き願います。議案第34号 浦幌町国民健康保険税条例の一部改正について。

浦幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月15日提出、浦幌町長。

次のページを御覧ください。浦幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

浦幌町国民健康保険税条例（平成12年浦幌町条例第5号）の一部を次のように改正する。

以下、条文の朗読を省略し、議案説明資料の改正の趣旨及び改正の内容によりまして説明をさせていただきます。

議案説明資料は、8ページ、9ページを御覧願います。あわせて、10ページから12ページに新旧対照表を記載しております。浦幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例説明資料。

1の改正の趣旨ですが、国が保険税負担の公平性の確保及び中低所得者の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額及び介護納付金課税額の課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置の判定基準となる金額を引き上げる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が令和2年3月31日に公布されたことに伴いまして、浦幌町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。なお、令和2年4月13日、書面会議で浦幌町国民健康保険運営協議会に本案を諮問し、承認を得て、同年4月23日に答申を頂いております。

2の改正の内容につきましては、表に記載のとおりでございますが、条項番号、第2条の課税額につきましては、第2項で基礎課税額の課税限度額を現行の61万円から2万円引き上げて、63万円とする改正であります。今回の改正で、試算ですが、約224万8,000円の増額

となる見込みでございます。

第4項で介護納付金課税額の課税限度額を現行の16万円から1万円引き上げて、17万円とする改正であります。今回の改正で、試算ですが、約46万9,000円の増額となる見込みでございます。

第23条の国民健康保険税の減額については、第2号の5割軽減と第3号の2割軽減の拡充を行うもので、具体的には5割軽減の判定基準額に加算する被保険者数に乗ずる額を28万円から5,000円引き上げて、28万5,000円とし、2割軽減の判定基準額に加算する被保険者数に乗ずる額を51万円から1万円引き上げて、52万円とするものです。今回の影響額は、5割軽減は2世帯2人の増で、2割軽減は4世帯14人の増となり、約14万7,000円の軽減額が増となる見込みでございます。

附則第4項及び第5項の課税の特例については、国民健康保険税の所得割の基礎額算定に伴う低未利用土地等を譲渡した長期譲渡所得に関わる課税の特例の創設であります。

3の施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものであります。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行します。

4の適用区分ですが、この条例による改正後の浦幌町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度の分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例になります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第35号

○田村議長 日程第12、議案第35号 浦幌町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書32ページを御覧願います。議案第35号 浦幌町国民健康保険条例の一部改正について。

浦幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月15日提出、浦幌町長。

次のページを御覧ください。浦幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

浦幌町国民健康保険条例（昭和34年浦幌町条例第6号）の一部を次のように改正する。

以下、条文の朗読を省略し、議案説明資料の改正の趣旨及び改正の内容によりまして説明させていただきます。

議案説明資料は、13ページ、14ページを御覧願います。あわせまして、15ページ、16ページに新旧対照表を記載しております。浦幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例説明資料。

1の改正の趣旨ですが、国民健康保険制度は、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については保険者が保険財政上余裕がある場合などに自主的に条例等を制定して行うことができることとなっております。今般の新型コロナウイルス感染症対策について、国内で感染が拡大しつつあり、そのさらなる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であります。ついでに、国内、道内もとより、町内の感染拡大防止の観点から新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で給与等の支払いを受けている者に対して一定の期間に限り傷病手当金を支給するため、浦幌町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

2の改正の内容ですが、対象者につきましては、給与等の支払いを受けている被保険者を被用者といいます。そのうち新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり、感染が疑われる者で、支給要件につきましては、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定した日で、支給額につきましては1日当たりの支給額掛ける3分の2掛ける日数となります。ただし、1日当たりの支給額については標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超える場合はその金額となります。

給与等との調整につきましては、給与等が支給される期間は支給されません。ただし、当該給与等が算定された傷病手当金の額より少ない場合は、その差額を支給します。また、実際に給与等が支払われなかった場合の傷病手当金の追加給付規定及びその場合の追加給付分を事業主から徴収できる旨を規定しております。

適用期間ですが、令和2年1月1日から規則で定める日までの間で療養のため労務に服することができない期間とし、入院が継続する場合等は健康保険と同様最長1年6か月までとしております。

3の施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項から附則第7項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用します。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

1番、沼尾議員。

○沼尾議員 1点確認をさせていただきたいのですけれども、対象者のところで、新型コロナウイルス感染症に感染した者というのは医師の判断ということになると思いますけれども、発熱等の症状があり、感染が疑われる者について、通常は医師が判断するとは思いますが、様々なパターンがあると思ひまして、例えば使用者、事業主さんが熱があるので休んでいただきたいというふうな判断をした場合ですとか、発熱した個人が自分は熱があるので休んだほうが良いというふうに思ひ、休まれる方もいらっしゃると思ひますけれども、様々なパターンにおいてこの傷病手当が当たるのか当たらないのかというのをちょっと1点確認したいのですけれども。

○田村議長 答弁願ひます。

町民課長。

○佐藤町民課長 今般の新型コロナウイルス感染症の相談、受診の目安としまして、今回37度C以上ということが省かれましたが、その発熱が4日以上続いているという場合、また強いだるさ、倦怠感や息苦しさ、呼吸困難ということが言われております。こういったもので、医師の判断という部分でいきますと、陽性という判断がされなくても疑いなどについてはご相談をいただいて、こちらのほうで発熱等の疑いが、感染症ということにならなくても疑いの場合についても対象ということ判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 確認したいのは、医師の判断がなくともこの傷病手当が受けられるかどうかということが聞きたくて、個人が病院に行かずとも、危険があるから病院にも行きたくないとか、使用者、事業主の方が自宅で4日、これですと3日以上、仕事に出てこないで休んでいただきたいとか、そういう場合に出るか出ないかというのをちょっと確認したいのですけれども。

○田村議長 答弁願ひます。

町民課長。

○佐藤町民課長 あくまでも医師の診断書に基づきましての判断となりますので、その旨の申請書がございまして、それに記載をされて、こちらのほうで判断させていただきたいと考えております。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 ちょっと答弁が食い違っていると思います。医師の診断書は必要だということなのですか。

○田村議長 答弁願います。

町民課長。

○佐藤町民課長 医師の診断といいですか、医療機関が記入する申請書がございますので、そちらのほうに記載をいただいて、こちらのほうで受理しまして、受給の決定をしていくというような形となっております。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第36号

○田村議長 日程第13、議案第36号 浦幌町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書35ページを御覧願います。議案第36号 浦幌町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

浦幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月15日提出、浦幌町長。

次のページを御覧ください。浦幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

浦幌町後期高齢者医療に関する条例(平成19年浦幌町条例第22号)の一部を次のように改正する。

以下、条文の朗読を省略し、議案説明資料の改正の趣旨及び改正の内容によりまして説明させていただきます。

議案説明資料は、17ページを御覧願います。あわせまして、18ページに新旧対照表を記載しております。浦幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例説明資料。

1の改正の趣旨ですが、後期高齢者医療制度は、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については保険者が保険財政上余裕がある場合などに自主的に条例等を制定して行うことができることとなっております。今般の新型コロナウイルス感染症対策については、国内で感染が拡大しつつあり、そのさらなる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であります。このたび北海道後期高齢者医療広域連合において道内の感染拡大防止の観点から新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で給与等の支払いを受けている者に対して一定の期間に限り傷病手当金を支給するため、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、浦幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

2の改正の内容ですが、このたび改正された当該広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付について、本町において行う事務に加えるための規定を整備するものでございます。

3の施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行します。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第37号

○田村議長 日程第14、議案第37号 浦幌町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書37ページを御覧願います。議案第37号 浦幌町介護保険条例の一部改正について。

浦幌町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月15日提出、浦幌町長。

次のページを御覧ください。浦幌町介護保険条例の一部を改正する条例。

浦幌町介護保険条例（平成12年浦幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下、条文の朗読を省略し、議案説明資料の改正の趣旨及び改正の内容によりまして説明をさせていただきます。

議案説明資料は、19ページを御覧願います。あわせまして、20ページに新旧対照表を記載しております。浦幌町介護保険条例の一部を改正する条例説明資料。

1の改正の趣旨ですが、国は介護保険の第1号被保険者の保険料について、消費税による公費投入で低所得者の保険料の軽減強化を進めてきたところですが、昨年10月の消費税率10%への引上げに併せ、令和元年度においては完全実施までの2分の1の減額幅の基準を定めておりました。今般令和2年度から消費税10%引上げの満年度化に伴い保険料軽減を完全実施することとなるため、所得段階の第1段階から第3段階に該当する方に対し当該軽減に係る基準の拡充を行うものであります。ついては、軽減拡充を規定した介護保険施行例及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）が令和2年3月30日に公布されたことに伴いまして、浦幌町介護保険条例の一部を改正するものでございます。なお、令和2年4月13日、書面会議での浦幌町介護保険運営協議会に本案を諮問し、承認を得て、同年4月23日に答申を頂いております。

2の改正の内容ですが、第8条関係の第1号被保険者介護保険料の軽減拡充につきまして、低所得者層である所得段階の第1段階から第3段階まで年額保険料の軽減拡充を図るもので、所得段階の第1段階に該当する生活保護を受給されている方、老齢福祉年金を受給し、世帯全員が住民税非課税の方、世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方々は、基準額の月額5,400円の12か月分、年額6万4,800円に現行割合の0.375を乗じ、100円未満を切り捨てた年額2万4,300円から改正後は割合を0.075軽減した0.3を乗じ、年額1万9,400円に改定するものでございます。

また、所得段階の第2段階に該当する世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方は、基準額の年額6万4,800円に現行の割合0.625を乗じた年額4万500円から0.125を軽減した割合0.5を乗じた3万2,400円に改定するものです。

また、所得段階の第3段階に該当する世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方は、基準額の年額6万4,800円に現行の割合0.725を乗じた4万6,900円から0.025を軽減した割合0.7を乗じた4万5,300円に改定し、軽減の拡充をするものでございます。

3の施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

4の適用区分ですが、この条例による改正後の浦幌町介護保険条例第8条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例

になります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第38号

○田村議長 日程第15、議案第38号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

こども子育て支援課長。

○正保こども子育て支援課長 議案書39ページを御覧願います。議案第38号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年5月15日提出、浦幌町長。

1、工事名、浦幌町認定こども園外構(その1)工事。

2、概要、土木外構一式、敷地造成、既存埋設物撤去等。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約の金額、8,415万円。

5、契約の相手方、サクシン・フクタ経常建設共同企業体、代表者、十勝郡浦幌町字住吉町63番地17、株式会社サクシン代表取締役、上谷内信雄。

6、工期、令和2年12月18日。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第39号

○田村議長 日程第16、議案第39号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

こども子育て支援課長。

○正保こども子育て支援課長 議案書40ページを御覧願います。議案第39号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

令和2年5月15日提出、浦幌町長。

1、工事名、浦幌町認定こども園新築主体工事。

2、概要、建築主体一式、木造平家、Aイコール1,901.45平方メートル。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約の金額、7億1,720万円。

5、契約の相手方、萩原・北原・宮本経常建設共同企業体、代表者、帯広市東7条南8丁目2番地、萩原建設工業株式会社代表取締役社長、萩原一利。

6、工期、令和3年2月26日。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第40号

○田村議長 日程第17、議案第40号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

こども子育て支援課長。

○正保こども子育て支援課長 議案書41ページを御覧願います。議案第40号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

令和2年5月15日提出、浦幌町長。

1、工事名、浦幌町認定こども園新築電気設備工事。

2、概要、電気設備一式。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約の金額、1億945万円。

5、契約の相手方、竹田・浦幌・飯田経常建設共同企業体、代表者、十勝郡浦幌町字宝町17番地、竹田電気株式会社代表取締役、竹田悦郎。

6、工期、令和3年2月26日。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第41号

○田村議長 日程第18、議案第41号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

こども子育て支援課長。

○正保こども子育て支援課長 議案書42ページを御覧願います。議案第41号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年5月15日提出、浦幌町長。

- 1、工事名、浦幌町認定こども園新築機械設備工事。
- 2、概要、給排水暖房衛生設備一式。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約の金額、1億3,475万円。
- 5、契約の相手方、笹原・浦幌設備経常建設共同企業体、代表者、中川郡幕別町錦町65番地、株式会社笹原商産代表取締役、笹原早苗。
- 6、工期、令和3年2月26日。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第42号

○田村議長 日程第19、議案第42号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の43ページを御覧願います。議案第42号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年5月15日提出、浦幌町長。

- 1、取得する財産、小型動力ポンプ付積載車1台。

2、概要、4輪駆動、定員5名、浦幌町消防団第3分団に配備するものでございます。

3、取得価格、1,056万円。

4、契約の方法、指名競争入札。

5、契約の相手方、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ代表取締役、中川龍太郎。

6、納期、令和2年9月30日。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第43号

○田村議長 日程第20、議案第43号 令和2年度浦幌町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 補正予算書1ページを御覧願います。あわせて、説明資料21ページをお開き願います。議案第43号 令和2年度浦幌町一般会計補正予算。

令和2年度浦幌町の一般会計補正予算(第4回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,785万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ81億1,489万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月15日提出、浦幌町長。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括は、説明を省略させていただきます。

4ページを御覧願います。2、歳入、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫

補助金 4 億 6,475 万円を追加し、5 億 593 万 4,000 円、内容につきましては特別定額給付金給付事業費補助金並びに事務費補助金を追加するものでございます。

2 目民生費国庫補助金 543 万 6,000 円を追加し、978 万 3,000 円、内容につきましては子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金及び事務費補助金を追加するものでございます。

17 款繰入金、2 項 1 目基金繰入金 4,767 万円を追加し、5 億 9,297 万 3,000 円、内容につきましては財政調整基金繰入金を追加するものでございます。

5 ページを御覧願います。3、歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、16 目特別定額給付金事業費 4 億 6,475 万円を追加し、4 億 6,475 万円、内容につきましては特別定額給付金支給に係る費用を追加するもので、詳細につきましては説明資料 29 ページの政策等調書に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として支給するもので、給付対象者は令和 2 年 4 月 27 日時点において本町の住民基本台帳に記録されている方とし、世帯構成員 1 人につき 10 万円が支給されます。申請方法は、原則郵送またはオンラインとし、本町におきましては感染予防対策を実施した上で 5 月 12 日から 14 日まで臨時窓口を設置いたしました。給付金の支給につきましては、5 月 15 日までに申請のあったものにつきましては現在のところ 5 月 28 日に支給する予定としております。その後は、申請から約 2 週間程度で支給する予定としているものでございます。参考としまして、昨日までの申請書の受理件数でございますが、総体で 2,252 世帯が対象となりまして、そのうちの 1,659 世帯、割合にしまして 73.67% の申請数の受理をしているところでございます。

3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置費 543 万 6,000 円を追加し、5,794 万 1,000 円、内容につきましては子育て世帯への臨時特別給付金支給に係る費用を追加するもので、詳細につきましては説明資料 30 ページの政策等調書に記載のとおり、特別定額給付金同様に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として支給するもので、給付対象者は令和 2 年 4 月分児童手当の受給者で、対象児童は児童手当令和 2 年 4 月分の対象となる児童とし、対象児童 1 人につき 1 万円が支給されるものでございます。支給時期につきましては、準備が整い次第速やかに支給するもので、6 月中に支給を開始する予定としております。

6 ページを御覧願います。6 款農林水産業費、3 項水産業費、2 目水産業振興費 567 万円を追加し、1,964 万 7,000 円、内容につきましては水産業緊急支援給付金を追加するもので、詳細につきましては説明資料 31 ページの政策等調書に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大による市場価格の低迷により水揚げ額が大きく減少し、甚大な影響があることから、給付するもので、給付対象者はエゾバイツブ、ホッキ、オキツブ、タコ、各操業船の所有者で、前年比 2 割以上の水揚げ額が減少した方としまして、1 隻当たり前年比 2 割以上の水揚げ減少額に対し給付するもので、30 万円を限度とするものでございます。

7 款 1 項商工費、1 目商工振興費 4,200 万円を追加し、2 億 2,117 万 1,000 円、内容につきましては商工業緊急支援給付金を追加するもので、詳細につきましては説明資料 32 ページの政策等調書に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が大きく

減少した中小企業の事業継続を下支えするため給付するもので、給付対象者は町内に事務所及び事業所を有する中小企業で、地方税等に滞納がなく、2月から5月の事業収入が前年同期と比べて20%以上減収した方とし、最大減少月額に5を乗じた額を給付するもので、30万円を限度とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

2番、栗山議員。

○栗山議員 私からは、水産業緊急支援給付金事業について2点お伺いしたいと思います。

申請方法についてですが、大津漁業協同組合を経由して申請ということですが、具体的な手続の方法はどのようなものを予定しているのかをお伺いしたいのがまず1点。

2点目に、今回エゾバイツブ、ホッキ、オキツブ、タコと4業種支援していただけるようで、この状況がもし長引いた場合、5月以降に始まる漁業、または始まっている漁業について何か支援をお考えかお伺いしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

最初の漁業協同組合様に申請事務のほうを担っていただく内容でございますけれども、申請書類といたしましては各船籍の所有者の方、その方の令和元年度の操業実績、それをまず実績として上げていただきまして、今年度、令和2年度における2月以降の漁が終わるまでの間の漁業収益、それとの比較表を漁業協同組合様のほうで作成をしていただきまして、それに対して2割以上の収入減少がある、そういった方を対象として、給付のほうは町としましては漁業協同組合様へ対象事業者さんについて一括して給付し、そこを経由して各船の所有者の方に給付をいただくという流れにしております。

2点目の今回提案をさせていただいた魚種につきましては記載のとおりでございますけれども、今後操業が始まるであろう各魚種につきましてはその漁業における、それぞれの魚種におきます実績、影響度合い、それを見ながら、状況を判断しながら基本的には今回と同様の観点から支援というものを今後考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 確認させてください。

商工業緊急支援給付金事業、給付対象者、中小企業ということなのですが、これ個人事業主も含まれるのでしょうか。

もう一点、事業所には前年同期と比べて20%以上減収した者と書かれているのですが、これは2月から5月の事業収入の合計額という解釈でよろしいのか、その点確認したいと思います。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 まず、1点目の個人事業主が対象になるのかというところでございますけれども、今回の申請を受ける対象事業者の方につきましては、町内に事業所を置く中小企業者ということでございますので、個人事業主、法人全て広く対象として給付を予定しているところでございます。

2点目の2月から5月までの収入総額かどうかというご質問でございますけれども、2月から5月のいずれかの月において20%の減収があれば受給対象者となりまして、その最大減収月額、最大減収幅、それに5を乗じた額、それを計算の手法といたしまして、最大30万円を給付する、そういった制度の内容となっております。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 コロナウイルスの関係で支援策ということで、今現在影響が目に見えるところは分かるのですが、職業、また産業、または企業にとってはこの影響がまだ先々で、私はこれ1年ぐらい経過を見ないことには影響が分からない業種もあるのでないかなというふうに思うのですが、この辺につきまして行政としてはどのようにお考えになっているのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

副町長。

○山本副町長 ただいまの森議員からのご質問ですけれども、今回は補正予算の中で漁業、そして商工業の振興についての緊急支援策ということで計上させていただきました。そのほかにも健康被害ということでマスクの配布とか、それからテークアウトということで専決処分させていただいた分もございますけれども、ただいま森議員からのご質問のとおり、様々な業種の中でまだまだ影響が予想される分がございます。このほかでいきますと、林業の関係とか漁業、また今現在捉えていないものの中でも様々なものがこれから影響というのが長期化するものというふうに考えておりますので、それぞれ産業団体や経済団体との連携を図りながらそういったものをきちんと把握して、対応策につきまして改めて協議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 1点ご質問をさせていただきます。

今回出てきている専決処分であったり、一般会計補正予算、こちら恐らく新型コロナの特別臨時交付金対象案件かとは思いますが、今浦幌町の割当ての金額ですとか、今回出てきていないものも含めて、もちろん言える範囲、決まっている範囲で構いませんので、今後こういったものにそちらを使っていくのかというところをお伺いさせていただければと思います。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものが国のほうで総額1兆円の補正ということで出たものでございまして、交付の対象につきましては実施計画を策定する地方公共団体が対象となりまして、方法としましては実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対しまして交付限度額を上限として交付されるものでございます。また、交付限度額につきましては、人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に基づいて算定されるものとされております。本町の交付限度額につきましては、ただいまのところ単独事業分の交付限度額につきましては6,269万7,000円という通知がございました。補助事業分につきましては、今後示される予定となっております。

なお、この臨時交付金の使途につきましては、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する新型コロナウイルス感染症に対する対応、具体的には感染拡大の防止策、医療提供体制の整備ですとか、また新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等の事業に充当するものとされております。本町のこの交付金の使途につきましては、先ほど承認等いただきました専決の補正にありましており、テークアウトクーポン券の発行事業ですとか、またマスクの購入費用、それからただいま提案しております水産業の緊急支援給付金、それと商工業の緊急支援給付金、これらを充当する予定としているものプラス6月の定例会においてもまたほかのものも提案する予定としております。それらのものをこの計画のほうに登載をいたしまして、充当する予定としているところであります。

以上です。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 恐らく臨時交付金、今回第1次ですけれども、ちょっといつまで続くかという状況によるとは思いますけれども、第2次というものも出てくるという話もちろちら聞いております。先ほど森副議長からの話もありましたとおり、今まだ影響が出てきていないものもあると思いますし、あと休校がずっと続く子どもたちへの影響というのものもあります。実際に臨時交付金だけではなく、文科省もGIGAスクールを令和5年度までを前倒しでやるというようなこと、政策も出しておりますので、そちら、まだちょっと決まっていない話を今するというわけにはいかないかもしれませんが、6月定例会、恐らくその後もいろいろ動くたびに随時臨時議会等々あるかと思っておりますので、いろいろと対応策、対症療法的なものだけではなく、その先を見据えた使い方というところもご検討いただければと思いますが。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 先ほど申し上げましたのは、あくまでも単独事業の分ということでご

ざいまして、現在うちのほうで予定している事業の費用よりも交付限度額のほうが下回っているということで、それについてはそういう形で使用していきたいと考えております。また、今後補助事業の分ですとか、また新たなものが出てきた場合にはそれらをどのように活用するかというもの、当然そのとき、そのときで状況を判断しながら内容を精査してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 1点財源について確認をさせていただきたいのですけれども、今地方創生臨時交付金の話もございましたけれども、この臨時交付金が今現在使われているというか、専決並びに今回補正で上がっている費用を下回っているということでしたけれども、その上回る分、また6月に出てくる補正予算の予定額について、こちらの財源については基金の取崩しなのか、それとも地方債などを利用するのかというところがある程度見通しが立っているのであれば、お聞きしたいのですけれども。

○田村議長 答弁願ひます。

総務課長。

○獅子原総務課長 先ほど議決いただきました専決処分などは、全て歳入のほうを基金の繰入金という形で取っております。ですから、基金で対応する予定としておりましたが、今般、先ほど申し上げたとおり、臨時交付金が交付されるということで、そのうちの臨時交付金の限度額分はそれを補填しまして、それをオーバーする部分につきましては当然基金の繰入金で対応するという形になりまして、それ以外の財源は現在のところ国のほうでも予定はされていないようですので、そういう形になる予定となっております。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第44号

○田村議長 日程第21、議案第44号 令和2年度浦幌町町有林野特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○小川産業課長 議案書の7ページを御覧願います。あわせまして、議案説明資料につきましては23ページから25ページを御覧願います。議案第44号 令和2年度浦幌町町有林野特別会計補正予算。

令和2年度浦幌町の町有林野特別会計補正予算（第1回）は次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億4,120万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月15日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算補正並びに9ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては説明を省略させていただきます。

このたびの補正につきましては、常豊地区町有林隣接用地購入に係る土地分筆測量調査委託料並びに公有財産購入費の追加補正をするものでございます。これまで常豊地区町有林へは個人所有地内を地権者の承諾を頂きまして通行させていただいておりました。このたび土地所有者から所有財産の整理について打診がありまして、今後の町有林管理においても必要不可欠な用地でありますことから、町有林に隣接する山林と併せ購入するものでございます。説明資料25ページの位置図におきまして黄色で示している区域、こちらが道路、赤で示している区域、こちらが山林となっております。

10ページを御覧願います。2、歳入、3款繰入金、2項1目基金繰入金95万円を追加し、3,180万5,000円、基金繰入金の追加でございます。

3、歳出、2款1項財産造成費、1目造林費95万円を追加し、1億1,566万7,000円、常豊地区町有林隣接用地購入に伴います土地分筆測量調査委託料並びに公有財産購入費の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第45号

○田村議長 日程第22、議案第45号 令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算。

別冊議案書11ページをお開き願います。あわせて、説明資料は26ページを御覧願います。議案第45号 令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和2年度浦幌町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ7億1,910万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月15日提出、浦幌町長。

12ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに13ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては説明を省略させていただきます。

14ページを御覧願います。2、歳入、3 款道支出金、1 項道補助金、1 目保険給付費等交付金66万7,000円を追加し、4 億4,576万4,000円。

3、歳出、2 款保険給付費、1 項保険給付費、6 目傷病手当金66万7,000円を追加し、66万7,000円、説明資料26ページの記載のとおり、国民健康保険条例の改正に伴い新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われる被用者に傷病手当金を支給するための経費及び保険給付費等交付金を追加補正させていただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○田村議長 これでは本日の日程及び本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって会議を閉じます。

令和2年第2回浦幌町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時48分